第３章　計画の基本的な考え方

第１節　計画の基本理念と基本目標

１．基本理念

すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、子育て当事者が安心して子育てができるよう取手市次世代育成地域行動計画の基本理念を継承しつつ、自然豊かな取手市の地域の中で、市民、事業者とともに、取手の未来を担う世代を育むことを最大の目標とし、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

基本理念
「未来を担う世代を育むまち取手」

人の一生において、特に幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児は、日々の生活や遊びの体験を通じて、多くのことを吸収し、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を養いながら成長していきます。

子どもを守り、育てる最も大きな責任は親にあります。その子どもの成長には、個人差があり、一様ではありません。子育て中の方々は、今まで経験したことがないことに戸惑い、悩みながらも子どもの笑顔と成長に元気をもらい日々を過ごされているかと思います。

また、子どもの成長には、子どもが育つ環境が大きな影響を与えます。家庭だけでなく、教育・保育現場、地域社会など、子どもを温かく見守り、必要な支援を適切に受けられる環境が整っている必要があります。子ども自身が自らの五感を使い、自ら考え、様々なことを習得し、家庭と地域に見守られながら安心して成長し続けられる環境整備は、社会全体に求められる大きな役割です。

近年、女性の社会進出が進み、子どもを預け就労する家庭が増加している中で、教育・保育のニーズは高まりつつあります。地域社会では、地域コミュニティの希薄化や少子化により、子育て世帯が孤立化しやすい状況が問題となっています。さらに、情報技術の進化に伴い子育てに関する情報が溢れ、受け手側が正確な情報をしっかり取捨選択することが難しくなってきていることが指摘されています。

子育て世帯を取り巻く環境は、常に大きく変化し続け、子育てへの価値観も多様化している中、子どもたちが育つ地域社会の役割は、今後より一層大きくなることが予想されます。豊かな自然が残り、都心へのアクセスもよい立地にある当市の特色を生かしながら、無限の可能性と未来ある子どもたちが、心身共に健やかに成長できる Well - being な状態を目指し、子育て当事者の不安へ耳を傾け、寄り添い、子どもの「子育ち」をしっかり支援できる体制を地域社会と連携して築き、子ども・子育て支援事業を推進していきます。

２．基本目標

基本理念のもと、次の３つの基本目標を設定します。

基本目標１　教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

すべての子どもの健やかな育ちが保障されるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、新制度における教育・保育をはじめとする各種事業について、市内の提供体制の確保と充実を図ります。ニーズに応えられる必要な事業量の確保に努めるとともに、適切な事業評価と改善・努力によりサービスの質の向上を図ります。⇒**第４章、第５章へ**

基本目標２　子育てにやさしい地域づくり

少子化の進行や核家族化の進展に伴い、子育て家庭の孤立化が懸念されており、情報提供や相談支援、各種サービスなどの多様な公的支援とともに、地域においては近隣からの見守りや手助けが求められます。また、子育てをめぐる家庭の状況は、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的負担の軽減など、関係機関等との連携を図りながらきめ細やかな対応が必要です。

さらに、男女がともに個性や能力を十分に発揮しながら働くことができるよう、仕事と家庭生活とのバランスがとれた多様な働き方を選択できる社会の実現も求められていることから、行政だけでなく、健幸（健康で幸せ）な市民・地域、企業、各種団体が力を合わせて子どもと子育て家庭を支援する地域社会形成に向けた多様な取り組みを推進します。

⇒**第６章へ**

基本目標３　子どもと親を育む環境づくり

子どもの健やかな成長を助ける環境としては、心身の健康を支える保健・医療環境、子どもたちの能力と人間性を育む教育環境、親子の安全で安心な暮らしを支える生活環境が特に重要と考えられます。さらに近年では、ヤングケアラーのような潜在化しやすい問題にも注視し、これらの課題が子どもの成長を阻害しないよう、早期発見と適切な支援が重要です。

そのため、保健・医療・福祉・教育等の「分野間の連携」、学校・家庭・地域・関係機関等の「主体間の連携」を図り、総合的な保健医療体制と教育環境の整備、交通安全・防犯対策などを推進します。さらに、子どもの遊び場や居場所の確保、公園や道路交通環境の整備を図るなど、親子でより安全・快適で安心して暮らせる生活環境の実現を目指します。

⇒**第７章へ**

第２節　計画の体系

基本理念及び３つの基本目標のもと、施策を展開していきます。

基本理念　「未来を担う世代を育むまち取手」

基本目標	具体的施策
基本目標１ **教育・保育及び子育て支援の計画的な提供** **⇒第４章、第５章**	１．幼児期の教育・保育の提供体制の確保 ●１号認定・２号認定・３号認定 （特定教育・保育施設等の定員の確保） ●こども誰でも通園制度 ２．地域子ども・子育て支援事業の展開 ●延長保育事業 ●一時預かり事業 ●病児・病後児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ●地域子育て支援拠点事業 ●利用者支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ●妊婦健康診査 ●放課後児童クラブ ●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●子育て世帯訪問支援事業 ●児童育成支援拠点事業 ●親子関係形成支援事業 ●産後ケア事業 ●妊婦等包括相談支援事業
基本目標２ **子育てにやさしい地域づくり** **⇒第６章**	１．地域における子育て支援体制の充実 ２．子育て家庭への経済的支援 ３．親・家庭・地域の教育力の向上 ４．要保護・要支援児童などへの対応の充実 ５．障害のある子どもの育ちの支援 ６．仕事と生活の調和が図れる社会の形成
基本目標３ **子どもと親を育む環境づくり** **⇒第７章**	１．母子保健・医療環境の充実 ２．思春期の心身の成長を支える環境の充実 ３．子どもの健全育成のための教育環境の向上 ４．親子が安心して暮らせる生活環境づくり

第３節　子ども・子育て支援新制度の全体像

子育て世代の長時間勤務や女性の就業の増加などにより、保育の必要定員の確保とともに、延長保育や一時預かり、病児保育など、多様化するニーズへの対応も課題です。

子ども・子育て支援法等に基づく新制度は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２つの枠組み構成となっています。「子ども・子育て支援給付」は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付及び児童手当からなります。「地域子ども・子育て支援事業」は、地域の実情に応じて実施する事業となります。

地域子ども・子育て支援事業には、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」が新たに位置づけられます。

また、「乳児等のための支援給付」を創設し、令和７年度に制度化され、令和８年度から全自治体で実施される「こども誰でも通園制度」を新たに加えました。

〈新制度における給付・事業の体系〉

子ども・子育て支援給付（第４章）

施設型給付
- ○認定こども園
- ○幼稚園
- ○保育所

地域型保育給付
- ○小規模保育
  （定員は６人以上１９人以下）
- ○家庭的保育
  （保育者の居宅等において保育を行う。）
- ○居宅訪問型保育
  （子どもの居宅等において保育を行う。）
- ○事業所内保育
  （事業所内の施設等において保育を行う。）

乳児等のための支援給付
- ○こども誰でも通園制度（令和８年度から）

児童手当

地域子ども・子育て支援事業（第５章）
- ○延長保育事業
- ○一時預かり事業
- ○病児・病後児保育事業
- ○ファミリー・サポート・センター事業
- ○子育て短期支援事業
- ○地域子育て支援拠点事業
- ○利用者支援事業
- ○乳児家庭全戸訪問事業
- ○養育支援訪問事業
- ○妊婦健康診査
- ○放課後児童クラブ
- ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ○実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ○子育て世帯訪問支援事業
- ○児童育成支援拠点事業
- ○親子関係形成支援事業
- ○産後ケア事業
- ○妊婦等包括相談支援事業

第４節　取手市の教育・保育提供区域

１．教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「①必要量の見込み」、「②提供体制の確保の内容」、「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことです。

各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。なお、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分または事業ごとに設定することもできます。

２．取手市における区域設定の考え方

本市では、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業については、事業の実施体制を市全体で効率的に整備する観点から、一部事業を除き、基本的には全市（１区域）と設定します。

なお、区域の設定にあたり、考慮した要素は主に以下のような事柄です。

- ●保育施設については、自宅に近いことのほか、保護者の通勤経路から選択することが考えられ、居住地区と利用施設の区域が一致しないケースが多く想定されること。
- ●バスで通園する施設においては、市内広域または隣接市町からの利用も少なくないこと。
- ●地域の枠を越えて施設が利用される現状を考慮した場合、保育ニーズに対応していくためには、広域での調整・確保が必要と考えられること。
- ●幼稚園については、自宅に近いということだけでなく、たとえ多少遠くても各園の教育方針などを基準に選択したい保護者の意向があること。
- ●保育需要の地域的な分布の密集度合いが、地域によって異なる（駅周辺、住宅地、農業地域など）と考えられ、従来の中学校区域単位での確保策には限界があること。
- ●すべての事業について、基盤整備や提供体制の確保を５年間で推進していくことを考えた場合、区域を細かく設定しすぎると推進の妨げになることが懸念されること。
- ●現行の保育所整備計画との連続性・整合性があること。
- ●児童数の増減や様々なニーズの増減について、細かな区域設定では対応できない場合があること。
- ●市内（１区域）とすることで、特徴のある教育・保育施設を選べるなど、利用者の選択の幅が広がること。
- ●きめ細かなニーズを把握するため、引き続きニーズ調査は中学校区の４区域で実施する。

〈市全域の基本情報〉

	人口（人）	児童数（人）			認定こども園（か所）	幼稚園（か所）	認可保育所（園）（か所）	地域型保育（か所）	認可外保育所（か所）	事業所内保育所（か所）	企業主導型（か所）	子育て支援センター（か所）	放課後子どもクラブ（か所）
		0-2歳	3-5歳	6-11歳									
市全域	105,981	1,545	1,881	4,347	11	3	13	1	3	5	1	4	14

※令和６年４月１日現在

〈取手市内における教育・保育施設等の分布〉

公立保育所	
①	永山保育所
②	井野なないろ保育所
③	白山保育所
④	久賀保育所
私立保育園	
⑤	取手保育園
⑥	ふたば保育園
⑦	育英保育園
⑧	たちばな保育園
⑨	共生保育園
⑩	稲保育園
⑪	戸頭東保育園
⑫	藤代駅前ナーサリースクール
⑬	藤代中央保育園
地域型保育	
⑭	どんぐり保育園

幼保連携型認定こども園	
⑮	たかさごスクール取手
⑯	たかさごスクール取手アネックス
⑰	取手ふたば文化
⑱	めぐみ幼稚園
⑲	みどりが丘幼稚園
⑳	戸頭さくらの森
㉑	取手幼稚園
㉒	つつみ幼稚園
幼稚園型認定こども園	
㉓	光風台幼稚園
㉔	白山幼稚園
㉕	あづま幼稚園
施設給付型幼稚園	
㉖	チューリップ幼稚園
㉗	チューリップ第二幼稚園
公立幼稚園	
㉘	藤代幼稚園

３．教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の設定区域

（１）教育・保育（認定こども園・幼稚園・保育所等の定員）

教育・保育については、提供区域は１区域です。

区分	区域設定
教育･保育（1号認定･2号認定･3号認定）	1区域

（２）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、提供区域は１区域（市全域）としますが、⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業・放課後子どもクラブ）については、事業の特性を踏まえ、４区域と設定します。

区分		区域設定
①	延長保育事業	１区域（市全域）
②	一時預かり事業	１区域（市全域）
③	病児・病後児保育事業	１区域（市全域）
④	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	１区域（市全域）
⑤	子育て短期支援事業	１区域（市全域）
⑥	地域子育て支援拠点事業	１区域（市全域）
⑦	利用者支援事業	１区域（市全域）
⑧	乳児家庭全戸訪問事業	１区域（市全域）
⑨	養育支援訪問事業	１区域（市全域）
⑩	妊婦健康診査	１区域（市全域）
⑪	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	４区域
⑫	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	１区域（市全域）
⑬	実費徴収に係る補足給付を行う事業	１区域（市全域）
⑭	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	１区域（市全域）
⑮	子育て世帯訪問支援事業	１区域（市全域）
⑯	児童育成支援拠点事業	１区域（市全域）
⑰	親子関係形成支援事業	１区域（市全域）
⑱	産後ケア事業	１区域（市全域）
⑲	妊婦等包括相談支援事業	１区域（市全域）

第５節　取手市の児童数の将来推計

１．市全域の人口推計結果

市全域の人口推計結果は、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には人口が 2,600 人程度減少し、令和 11 年には 102,274 人となることが予測されます。

年齢階層別人口は、高齢者人口はピークを迎え、年少人口及び生産年齢人口ともに減少傾向が予測されます。そのため、年齢階層別人口の割合は、概ね横ばいで推移していくことが予測されます。

〈取手市全域の人口推計〉

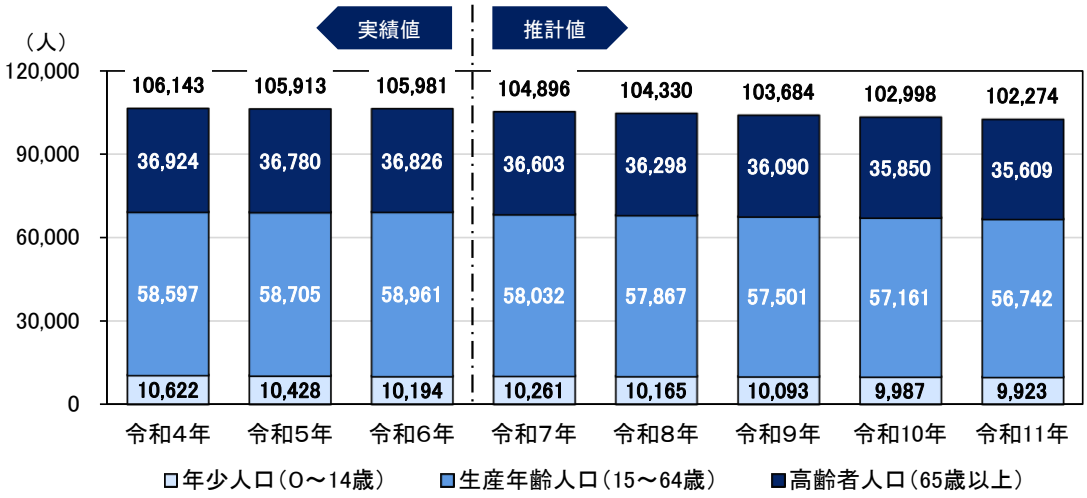

〈年齢階層別の人口割合〉

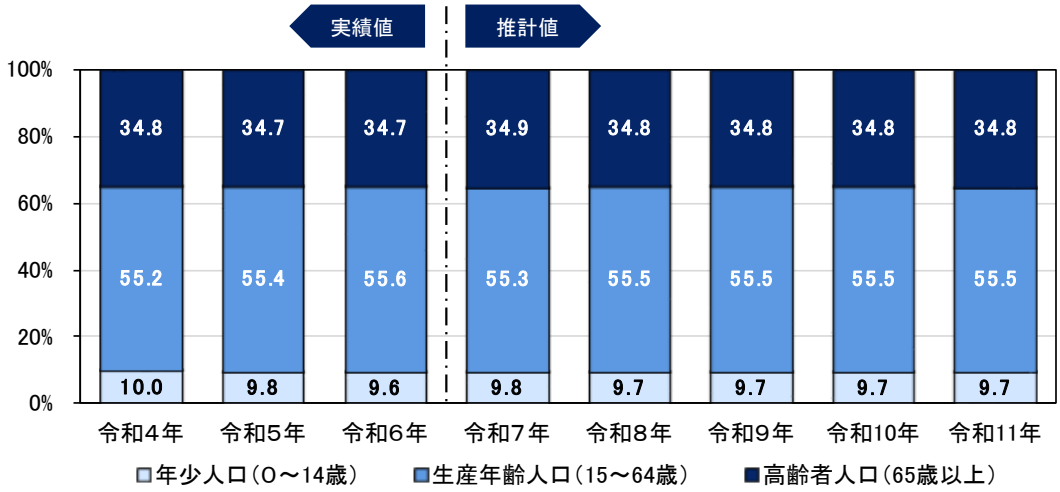

資料：令和４年から令和６年は住民基本台帳（各年４月１日現在）

２．市全域の児童数の推計結果

本市の人口推計結果から、０歳から 11 歳までの児童数をみると、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には児童数が 300 人程度減少し、令和 11 年には 7,570 人となることが予測されます。

〈取手市全域の児童数の将来推計〉

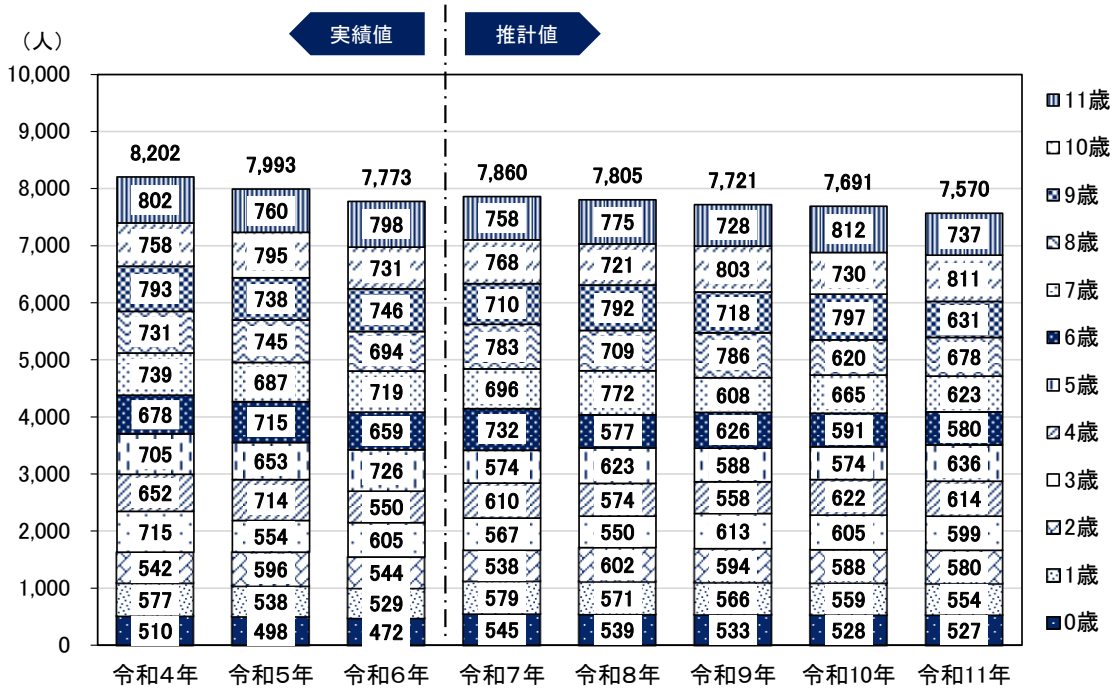

（単位：人）

年齢	実績値			推計値				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	510	498	472	545	539	533	528	527
1 歳	577	538	529	579	571	566	559	554
2 歳	542	596	544	538	602	594	588	580
3 歳	715	554	605	567	550	613	605	599
4 歳	652	714	550	610	574	558	622	614
5 歳	705	653	726	574	623	588	574	636
保育年齢（0～5 歳）	3,701	3,553	3,426	3,413	3,459	3,452	3,476	3,510
6 歳	678	715	659	732	577	626	591	580
7 歳	739	687	719	696	772	608	665	623
8 歳	731	745	694	783	709	786	620	678
9 歳	793	738	746	710	792	718	797	631
10 歳	758	795	731	768	721	803	730	811
11 歳	802	760	798	758	775	728	812	737
小学校年齢（6～11 歳）	4,501	4,440	4,347	4,447	4,346	4,269	4,215	4,060
合計	8,202	7,993	7,773	7,860	7,805	7,721	7,691	7,570

資料：令和４年から令和６年は住民基本台帳（各年４月１日現在）